

豊田市污水適正処理構想の見直しについて

1 趣旨

污水適正処理構想とは、将来における市内すべての地域で、污水を集約して処理（集合処理）する下水道（公共下水道、農業集落排水事業、コミュニティ・プラントなど）と、個々の敷地内で処理（個別処理）する合併処理浄化槽の整備手法を選定したものである。

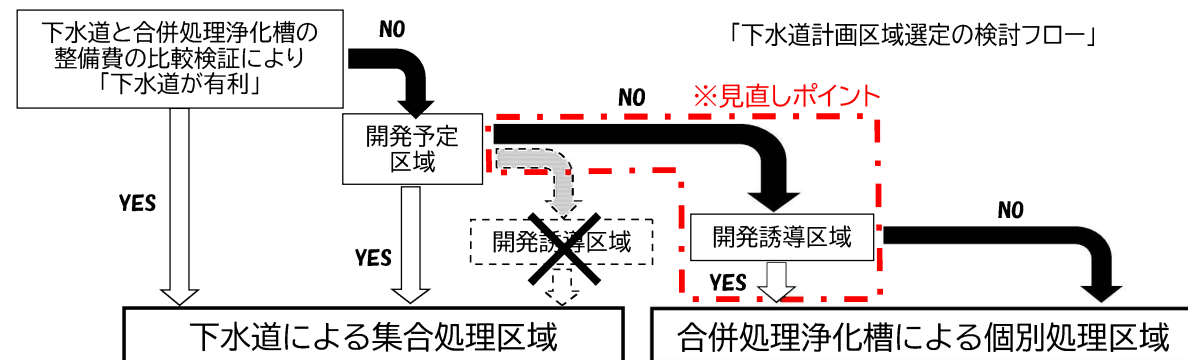
平成26年1月に国からの要請により、今後10年程度で污水处理施設の整備を概成させ、令和7年度末の污水处理人口普及率95％に向上させることを目標に、「下水道整備の推進」と「合併処理浄化槽への転換促進」の基本方針を定めた「豊田市污水適正処理構想」を平成28年5月に策定した。その中で、実行計画である「豊田市アクションプラン」を策定し、下水道事業の推進を図ってきた。

近年、国から広域化・共同化への取組推進や下水道計画区域の徹底的な見直しが求められており、令和4年度に愛知県でとりまとめる全県域污水適正処理構想に反映するために、令和3年度に豊田市污水適正処理構想の見直しを行うものである。

2 見直しの内容

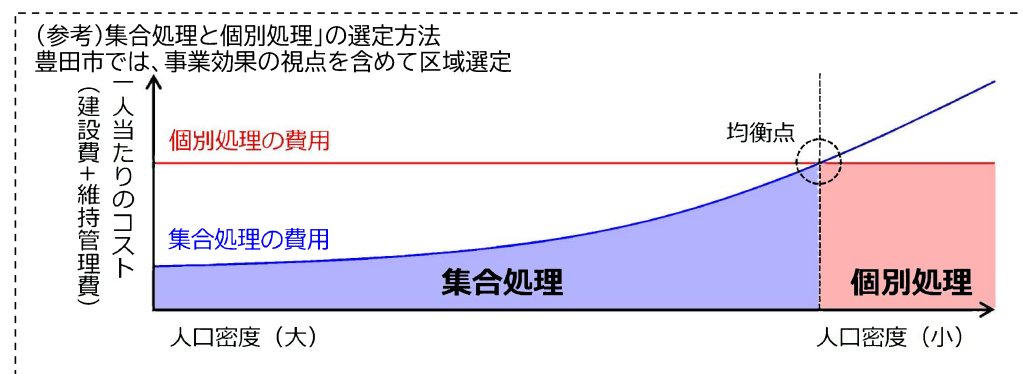
(1)下水道計画区域の縮小【表1】

土地利用構想における拠点地域核及び居住誘導拠点、市街化調整区域内地区計画制度における重点誘導地区について、下水道による集合処理区域から合併処理浄化槽による個別処理区域に変更する。



【見直しによる影響】

これまでの開発では、下水道が整備された隣接地で開発が行われており、下水道計画区域が縮小しても、今後も新たな開発をすることは可能であるため影響はない。



(2)広域化・共同化に伴う污水处理施設の統廃合(4施設)【表2】

経済比較した結果、施設を改築更新し存続させるのではなく、下水道へ接続し施設を廃止する方が有利となる。

<下水道計画区域の縮小【表1】>

	項目	整備面積 (ha)	計画人口 (千人)
改定前①	下水道計画区域	7,140	355
改定後②	計画区域縮小	▲ 800	▲ 18
	統廃合	200	10
	小計	▲ 600	▲ 8
	①－②	6,540	347

<污水处理施設の統廃合【表2】>

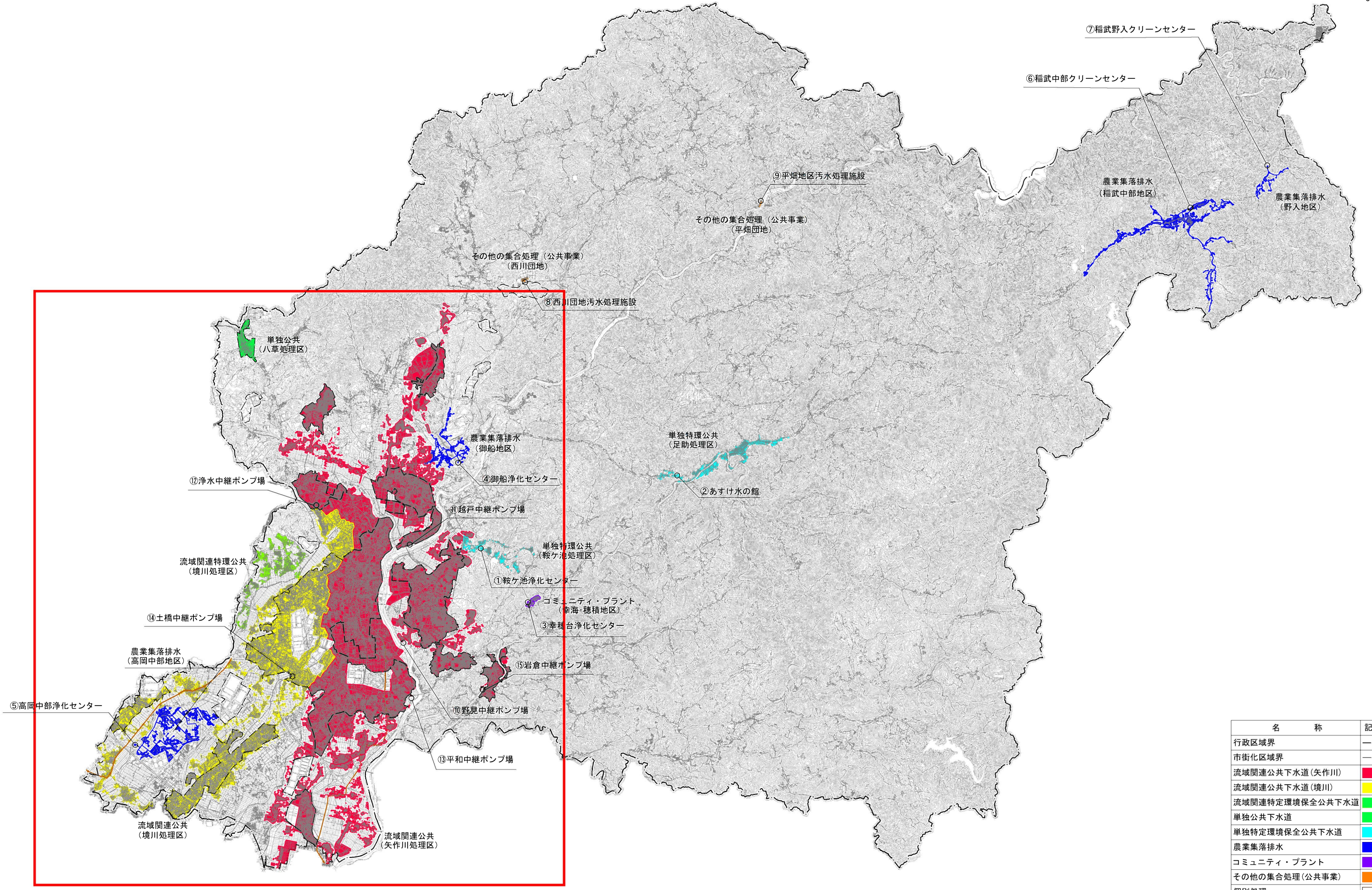
污水处理施設名称	廃止 (LCC)	存続 (LCC)	差引 (万円/年)
鞍ヶ池浄化センター	1,100	2,600	▲ 1,500
高岡中部浄化センター	2,700	9,200	▲ 6,500
御船浄化センター	1,100	2,100	▲ 1,000
幸穂台浄化センター	900	1,600	▲ 700
合計	5,800	15,500	▲ 9,700

3 今後の污水適正処理構想改訂スケジュールについて（予定）

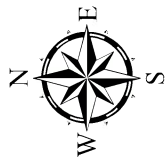
	R3				R4						
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
豊田市	構想案まとめ★ ◆庁内協議 経営戦略会議◆				パブコメ等実施 1/7～2/7 構想確定版★ ◆議会等 結果説明						
愛知県	調整 素案提出★				ヒアリング 確定版提出★ 全県域污水適正処理構想 とりまとめ						



S=1:70,000

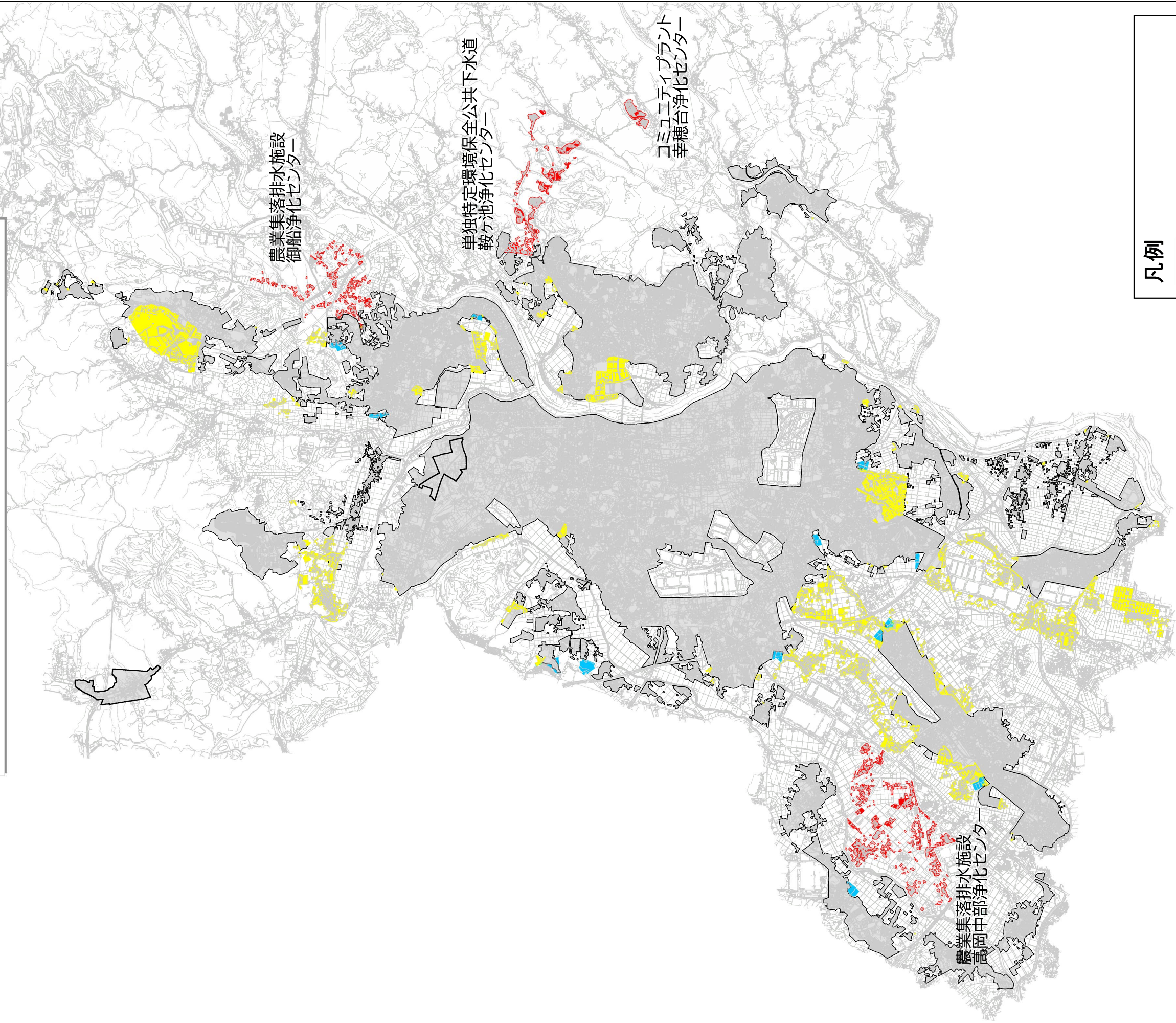


名 称	記号
行政区境界	---
市街化区域界	---
流域関連公共下水道 (矢作川)	■
流域関連公共下水道 (境川)	■
流域関連特定環境保全公共下水道	■
単独公共下水道	■
単独特定環境保全公共下水道	■
農業集落排水	■
コミュニティ・プラント	■
その他の集合処理 (公共事業)	■
個別処理	□
下水道施設	○
流域下水道幹線	—



豊田市污水適正処理構想の改訂概要

- ◆下水道計画区域の見直し
 - ・開発誘導に係る下水道計画区域の縮小(黄色)
 - ・市街化調整区域内地区計画制度における開発予定区域を考慮(水色)
- ◆広域化・共同化に伴う污水处理施設の統廃合(赤色)



凡例

- | |
|---------------|
| 変更なし |
| 追加 |
| 流域関連公共下水道への接続 |
| 削除 |